

04 ストップ!DV

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者などから振るわれる暴力などのことです。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形でも暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

▶子育て支援課 ☎ 23-3513



▲パープルリボンは、女性に対する暴力の根絶を呼び掛け、「あなたは一人ではないよ」というメッセージが込められています。

【令和6年4月～】

配偶者暴力防止法に基づく「保護命令制度」が新しくなりました

●保護命令制度とは…

地方裁判所が、被害者の申し立てにより、相手に対して「つきまとう」などの一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

保護命令は、主に「被害者への接近禁止命令」と「退去等命令」の2種類があります。



今回の改正のポイント

①申し立てができる被害者の拡大

身体的被害に加え、重篤な精神的被害を受けた場合も申し立てができるようになりました。

②被害者の子への電話等禁止命令の新設

行動監視の告知、著しく粗野乱暴な言動など8つの行為が禁止されます。

③命令の有効期間が1年に

被害者への接近禁止命令の有効期間が6カ月から1年に伸びました。

④保護命令違反への厳罰化

保護命令に違反した者に対する罰則が、「2年以下の拘禁刑(※)または200万円以下の罰金」へと厳罰化されました。

※令和7年5月31日までは「懲役」、刑法改正に伴い、令和7年6月から「拘禁刑」となります。

警察にもDV被害相談ができます

緊急でDV被害を相談する場合、警察署に相談や援助を求めることができます。全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。

●警察相談専用電話 #9110

開設時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時



DV被害の相談について

あらゆる形の暴力は、いかなる理由、どんな間柄であっても、絶対に許される行為ではありません。専門機関に相談することで、一人では気付かない解決方法が見つかるかもしれません。相談はすべて無料です。プライバシーに配慮し、秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

DV相談窓口

●愛知県女性相談センター

【東三河駐在室】☎(0532)54-5111

【女性悩みごと電話相談】☎(052)962-2527

【弁護士によるDV相談】☎(052)962-2528

●愛知県男性DV被害者ホットライン

☎(080)1555-3055

●DV相談+(プラス)

☎(0120)279-889

24時間対応の電話相談の他、SNS相談、メール相談、外国人相談者向け相談などを行っています。

●田原市役所子育て支援課

☎23-3513 【休日・夜間】☎22-1111



▲市HP